

議会運営委員会選挙区・定数等小委員会報告

「選挙区・定数等に係る検討結果」

令和4年10月

## 目 次

選挙区・定数等に係る検討結果	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 「選挙区・定数の現状」の点検と課題	・ ・ ・ ・ ・ 1
(1) 点検の実施方法	・ ・ ・ ・ ・ 1
(2) 点検に当たっての主な視点	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 検討の結果	・ ・ ・ ・ ・ 2
(1) 基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 2
(2) 検討内容	・ ・ ・ ・ ・ 2
(3) まとめ	・ ・ ・ ・ ・ 3
議会運営委員会選挙区・定数等小委員会の概要・開催状況	・ ・ ・ ・ ・ 4
関係資料	・ ・ ・ ・ ・ 5

# 選挙区・定数等に係る検討結果

令和4年10月5日  
議会運営委員会  
選挙区・定数等小委員会

## (選挙区・定数等に係る検討の経緯)

- ・ 京都府議会では、令和5年一般選挙に向けた議員の選挙区・定数等の取扱いについて協議するため、令和4年7月26日、議会運営委員会に「選挙区・定数等小委員会」を設置し、公開の場で議論を重ねた。
- ・ 小委員会において取りまとめた結果は、以下に記載のとおりである。

## 1 「選挙区・定数等の現状」の点検と課題

### (1) 点検の実施方法

- ・ 選挙区・定数等の現状について令和2年国勢調査人口を基準とし、点検を実施した。

### (2) 点検に当たっての主な視点

- ・ 議員の総定数について（現行60人）
- ・ 選挙区の区割りについて（現行25選挙区）
- ・ 選挙区ごとの議員の定数について
- ・ 「一票の較差」について（現状、最大1.90倍）
- ・ 「逆転選挙区」について（現状、3通り）

## 2 検討の結果

各会派間で検討した結果について、次のとおり取りまとめる。

### (1) 基本的な考え方

#### ① 府議会の役割

府議会は、この間の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対し、随時、臨時会を開催し、府内各地域における府民の意見の把握に努め、関係補正予算等について審議するなど、二元代表制の一翼として、その役割を果たしてきた。

選挙区・議員定数は、府議会がこのような役割を十分に担えるように定める必要がある。

#### ② 人口比例と地域間の均衡

選挙区・議員定数は、人口比例を原則としながら、府民の幅広い意見をくみ上げることができるよう、地域間の均衡を考慮する必要がある。

#### ③ 府民の理解

選挙区・議員定数は、府民から十分に理解が得られる内容とする必要がある。

### (2) 検討内容

#### ① 議員の総定数について

○ 現在の府議会の総定数（60人）は、旧地方自治法で定められていた上限数（68人）と比べて少ない水準に抑えられており、コロナ禍や物価高等が府民の生活を圧迫し、行政需要も高まる中では、幅広い府民のニーズを府政に十分に反映するための総定数として、増員も含めた検討が考えられる。

○ しかしながら、府の国勢調査人口が減少し、また、他の都道府県において総定数を維持又は削減していることからすれば、総定数については現行の定数を維持すべきである。

#### ② 「一票の較差」について

○ 一票の較差は縮小することが望ましいが、一方で府内における地域間の均衡も考慮する必要がある。

○ 令和2年国勢調査人口による較差は、京都府においては最大で1.90倍に留まっており、他の都道府県の状況や、最高裁判所の判例を考慮すると、直ちに是正が必要な顕著な較差があるとはいえない。

③ 「逆転選挙区」について

- 逆転選挙区については、人口比例の原則から解消していくことが望ましい。
- 一方で、総定数を維持したまま逆転選挙区を解消する場合、一部の選挙区において定数の削減が必要となるが、そうした選挙区においては、人口動態や行政需要などについて考慮すべき事情があり、直ちに定数を見直せる状況にはない。

(3) まとめ

- 以上の検討内容から、令和5年度の一般選挙の取扱いについては、議員の総定数、選挙区の区割り及び選挙区ごとの議員の定数のいずれも現状維持とすべきである。
- 一票の較差の縮小や逆転選挙区の解消については、今後も検討が必要な課題として認識し、人口動態について注視していく。

## 議会運営委員会選挙区・定数等小委員会の概要・開催状況

### 1 組 織

(1) 設 置 令和4年7月26日

(2) 委 員 5名（議会運営委員長が指名）

委員長 荒巻 隆三（自民）（互選により選出）

委 員 自民) 池田 正義

共産) 光永 敦彦

府民) 平井 斉己

公明) 諸岡 美津

### 2 開催状況

委員長互選 7月26日（火）

第 1 回 8月19日（金）

第 2 回 9月12日（月）

第 3 回 9月16日（金）

第 4 回 9月22日（木）

第 5 回 9月28日（水）

第 6 回 9月30日（金）

第 7 回 10月 4日（火）

第 8 回 10月 4日（火）

## 関 係 資 料

<b>資料 1</b>	京都府議会議員の定数・選挙区・選挙区の定数 -----	6
<b>資料 2</b>	選挙区別議員 1 人当たり人口と較差（令和 2 年国勢調査） -----	7
<b>資料 3</b>	選挙区別議員 1 人当たり人口と較差（平成 2 7 年国勢調査） -----	8
<b>資料 4</b>	選挙区別人口と議員数【逆転選挙区】（令和 2 年国勢調査） -----	9
<b>資料 5</b>	選挙区別人口と議員数【逆転選挙区】（平成 2 7 年国勢調査） -----	1 0
<b>資料 6</b>	選挙区及び定数の経過（平成 1 1 年一般選挙以降） -----	1 1
	（参考地図） -----	1 2
<b>資料 7</b>	「1 票の較差」推移（昭和 6 2 年一般選挙以降） -----	1 3
<b>資料 8</b>	「逆転選挙区」の数の推移（平成 1 5 年一般選挙以降） -----	1 4
<b>資料 9</b>	各都道府県における点検・見直しの状況（令和 2 年国勢調査） -----	1 5
<b>資料 10</b>	市町村別配当基数（令和 2 年国勢調査） -----	1 6
<b>資料 11</b>	市町村・選挙区ごとの人口の推移（国勢調査・推計人口） -----	1 7
<b>資料 12</b>	議員総定数に関する全国状況等 -----	1 8
	（都道府県別 総人口の推移） -----	1 9
<b>資料 13</b>	一票の較差に関する全国状況 -----	2 0
<b>資料 14</b>	逆転選挙区に関する全国状況 -----	2 1
<b>資料 15</b>	都道府県議会議員選挙における一票の較差に関する最高裁判所判決の状況 -----	2 2
<b>資料 16</b>	選挙区別将来推計人口 -----	2 3
<b>資料 17</b>	選挙区別流出流入人口 -----	2 4
<b>資料 18</b>	都道府県議会議員選挙区・定数に関する法令 -----	2 5
<b>資料 19</b>	京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例 --	2 6

## 京都府議会議員の定数・選挙区・選挙区の定数【定数60】

区分 市区町村名	令2人口 (確定値) A	定数	1人当たり人口	当該選挙区1人 当たり人口÷ 1人当たり人口の 最低(※)	平27国調人口 (確定) B	人口の差 (A-B)
北 区	117,165	3	39,055	1.23	119,474	△ 2,309
上 京 区	83,832	2	41,916	1.32	85,113	△ 1,281
左 京 区	166,039	3	55,346	1.74	168,266	△ 2,227
中 京 区	110,488	3	36,829	1.16	109,341	1,147
東 山 区	36,602	1	36,602	1.15	39,044	△ 2,442
山 科 区	135,101	3	45,034	1.41	135,471	△ 370
下 京 区	82,784	2	41,392	1.30	82,668	116
南 区	101,970	3	33,990	1.07	99,927	2,043
右 京 区	202,047	5	40,409	1.27	204,262	△ 2,215
西 京 区	149,837	3	49,946	1.57	150,962	△ 1,125
伏 見 区	277,858	6	46,310	1.45	280,655	△ 2,797
京 都 市 計	1,463,723	34			1,475,183	△ 11,460
福 知 山 市	77,306	2	38,653	1.21	78,935	△ 1,629
舞 鶴 市	80,336	2	40,168	1.26	83,990	△ 3,654
綾 部 市	31,846	1	31,846	※ 1.00	33,821	△ 1,975
宇治市及び 久世郡	宇治市 179,630 久御山町 15,250 計 194,880	5	38,976	1.22	184,678 15,805 200,483	△ 5,048 △ 555 △ 5,603
宮津市及び 与謝郡	宮津市 16,758 伊根町 1,928 与謝野町 20,092 計 38,778	1	38,778	1.22	18,426 2,110 21,834 42,370	△ 1,668 △ 182 △ 1,742 △ 3,592
亀 岡 市	86,174	2	43,087	1.35	89,479	△ 3,305
城 陽 市	74,607	2	37,304	1.17	76,869	△ 2,262
向 日 市	56,859	1	56,859	1.79	53,380	3,479
長岡京市及び 乙訓郡	長岡京市 80,608 大山崎町 15,953 計 96,561	2	48,281	1.52	80,090 15,181 95,271	518 772 1,290
八 幡 市	70,433	2	35,217	1.11	72,664	△ 2,231
京田辺市及び 綴喜郡	京田辺市 73,753 井手町 7,406 宇治田原町 8,911 計 90,070	2	45,035	1.41	70,835 7,910 9,319 88,064	2,918 △ 504 △ 408 2,006
京 丹 後 市	50,860	1	50,860	1.60	55,054	△ 4,194
南丹市及び 船井郡	南丹市 31,629 京丹波町 12,907 計 44,536	1	44,536	1.40	33,145 14,453 47,598	△ 1,516 △ 1,546 △ 3,062
木津川市及び 相楽郡	木津川市 77,907 笠置町 1,144 和束町 3,478 精華町 36,198 南山城村 2,391 計 121,118	2	60,559	1.90	72,840 1,368 3,956 36,376 2,652 117,192	5,067 △ 224 △ 478 △ 178 △ 261 3,926
京 都 市 以 外 の 計	1,114,364	26			1,135,170	△ 20,806
京 都 府 計	2,578,087	60	42,968		2,610,353	△ 32,266



## 選挙区別議員 1 人当たり人口と較差（令和2年確定値）

	選挙区名	議員数	選挙区人口	議員 1 人当たり人口	指数
1	木津川市及び相楽郡	2	121,118	60,559	1.90
2	向日市	1	56,859	56,859	1.79
3	京都市左京区	3	166,039	55,346	1.74
4	京丹後市	1	50,860	50,860	1.60
5	京都市西京区	3	149,837	49,946	1.57
6	長岡京市及び乙訓郡	2	96,561	48,281	1.52
7	京都市伏見区	6	277,858	46,310	1.45
8	京田辺市及び綴喜郡	2	90,070	45,035	1.41
9	京都市山科区	3	135,101	45,034	1.41
10	南丹市及び船井郡	1	44,536	44,536	1.40
11	亀岡市	2	86,174	43,087	1.35
12	京都市上京区	2	83,832	41,916	1.32
13	京都市下京区	2	82,784	41,392	1.30
14	京都市右京区	5	202,047	40,409	1.27
15	舞鶴市	2	80,336	40,168	1.26
16	宇治市及び久世郡	5	194,880	38,976	1.22
17	京都市北区	3	117,165	39,055	1.23
18	宮津市及び与謝郡	1	38,778	38,778	1.22
19	福知山市	2	77,306	38,653	1.21
20	城陽市	2	74,607	37,304	1.17
21	京都市中京区	3	110,488	36,829	1.16
22	京都市東山区	1	36,602	36,602	1.15
23	八幡市	2	70,433	35,217	1.11
24	京都市南区	3	101,970	33,990	1.07
25	綾部市	1	31,846	31,846	1.00
	合 計	60	2,578,087	42,968	

## 選挙区別議員 1 人当たり人口と較差（平成27年確定値）

	選挙区名	議員数	選挙区人口	議員 1 人当たり人口	指数
1	木津川市及び相楽郡	2	117,192	58,596	1.76
2	京都市左京区	3	168,266	56,089	1.68
3	京丹後市	1	55,054	55,054	1.65
4	向日市	1	53,380	53,380	1.60
5	京都市西京区	3	150,962	50,321	1.51
6	長岡京市及び乙訓郡	2	95,271	47,636	1.43
7	南丹市及び船井郡	1	47,598	47,598	1.43
8	京都市伏見区	6	280,655	46,776	1.40
9	京都市山科区	3	135,471	45,157	1.36
10	亀岡市	2	89,479	44,740	1.34
11	京田辺市及び綴喜郡	2	88,064	44,032	1.32
12	京都市上京区	2	85,113	42,557	1.28
13	宮津市及び与謝郡	1	42,370	42,370	1.27
14	舞鶴市	2	83,990	41,995	1.26
15	京都市下京区	2	82,668	41,334	1.24
16	京都市右京区	5	204,262	40,852	1.23
17	宇治市及び久世郡	5	200,483	40,097	1.20
18	京都市北区	3	119,474	39,825	1.20
19	福知山市	2	78,935	39,468	1.18
20	京都市東山区	1	39,044	39,044	1.17
21	城陽市	2	76,869	38,435	1.15
22	京都市中京区	3	109,341	36,447	1.09
23	八幡市	2	72,664	36,332	1.09
24	綾部市	1	33,821	33,821	1.02
25	京都市南区	3	99,927	33,309	1.00
	合 計	60	2,610,353	43,506	

## 選挙区別人口と議員数【逆転選挙区】（令和2年確定値）

	選挙区名	議員数	選挙区人口	議員 1 人当たり人口	指数
1	京都市伏見区	6	277,858	46,310	1.45
2	京都市右京区	5	202,047	40,409	1.27
3	宇治市及び久世郡	5	194,880	38,976	1.22
4	京都市左京区	3	166,039	55,346	1.74
5	京都市西京区	3	149,837	49,946	1.57
6	京都市山科区	3	135,101	45,034	1.41
7	木津川市及び相楽郡	2	121,118	60,559	1.90
8	京都市北区	3	117,165	39,055	1.23
9	京都市中京区	3	110,488	36,829	1.16
10	京都市南区	3	101,970	33,990	1.07
11	長岡京市及び乙訓郡	2	96,561	48,281	1.52
12	京田辺市及び綴喜郡	2	90,070	45,035	1.41
13	亀岡市	2	86,174	43,087	1.35
14	京都市上京区	2	83,832	41,916	1.32
15	京都市下京区	2	82,784	41,392	1.30
16	舞鶴市	2	80,336	40,168	1.26
17	福知山市	2	77,306	38,653	1.21
18	城陽市	2	74,607	37,304	1.17
19	八幡市	2	70,433	35,217	1.11
20	向日市	1	56,859	56,859	1.79
21	京丹後市	1	50,860	50,860	1.60
22	南丹市及び船井郡	1	44,536	44,536	1.40
23	宮津市及び与謝郡	1	38,778	38,778	1.22
24	京都市東山区	1	36,602	36,602	1.15
25	綾部市	1	31,846	31,846	1.00
	合 計	60	2,578,087	42,968	

※ 7と8、7と9、7と10のそれぞれが逆転選挙区

## 選挙区別人口と議員数【逆転選挙区】（平成27年確定値）

	選挙区名	議員数	選挙区人口	議員 1 人当たり人口	指数
1	京都市伏見区	6	280,655	46,776	1.40
2	京都市右京区	5	204,262	40,852	1.23
3	宇治市及び久世郡	5	200,483	40,097	1.20
4	京都市左京区	3	168,266	56,089	1.68
5	京都市西京区	3	150,962	50,321	1.51
6	京都市山科区	3	135,471	45,157	1.36
7	京都市北区	3	119,474	39,825	1.20
8	木津川市及び相楽郡	2	117,192	58,596	1.76
9	京都市中京区	3	109,341	36,447	1.09
10	京都市南区	3	99,927	33,309	1.00
11	長岡京市及び乙訓郡	2	95,271	47,636	1.43
12	亀岡市	2	89,479	44,740	1.34
13	京田辺市及び綴喜郡	2	88,064	44,032	1.32
14	京都市上京区	2	85,113	42,557	1.28
15	舞鶴市	2	83,990	41,995	1.26
16	京都市下京区	2	82,668	41,334	1.24
17	福知山市	2	78,935	39,468	1.18
18	城陽市	2	76,869	38,435	1.15
19	八幡市	2	72,664	36,332	1.09
20	京丹後市	1	55,054	55,054	1.65
21	向日市	1	53,380	53,380	1.60
22	南丹市及び船井郡	1	47,598	47,598	1.43
23	宮津市及び与謝郡	1	42,370	42,370	1.27
24	京都市東山区	1	39,044	39,044	1.17
25	綾部市	1	33,821	33,821	1.02
	合 計	60	2,610,353	43,506	

※ 8と9、8と10のそれぞれが逆転選挙区

# 選挙区及び定数の経過

資料6

平11年 一般選挙		平15年 一般選挙		平19年 一般選挙		平23年 一般選挙		平27年 一般選挙		平31年 一般選挙	
選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
北区	4	北区	3	北区	3	北区	3	北区	3	北区	3
上京区	3	上京区	2	上京区	2	上京区	2	上京区	2	上京区	2
左京区	5	左京区	5	左京区	5	左京区	4	左京区	3	左京区	3
中京区	3	中京区	3	中京区	3	中京区	3	中京区	3	中京区	3
東山区	1	東山区	1	東山区	1	東山区	1	東山区	1	東山区	1
山科区	3	山科区	3	山科区	3	山科区	3	山科区	3	山科区	3
下京区	2	下京区	2	下京区	2	下京区	2	下京区	2	下京区	2
南区	3	南区	3	南区	3	南区	3	南区	3	南区	3
右京区	5	右京区	5	右京区	5	右京区	5	右京区	5	右京区	5
西京区	2	西京区	2	西京区	2	西京区	3	西京区	3	西京区	3
伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6
福知山市、 天田郡及び 加佐郡	2	福知山市、 天田郡及び 加佐郡	2	福知山市	2	福知山市	2	福知山市	2	福知山市	2
舞鶴市	3	舞鶴市	3	舞鶴市	3	舞鶴市	2	舞鶴市	2	舞鶴市	2
綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1
宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	5	宇治市及び 久世郡	5
城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2
宮津市及び 与謝郡	2	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1
亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2
向日市	1	向日市	1	向日市	1	向日市	1	向日市	1	向日市	1
長岡京市及 び乙訓郡	2	長岡京市及 び乙訓郡	2	長岡京市及 び乙訓郡	2	長岡京市及 び乙訓郡	2	長岡京市及 び乙訓郡	2	長岡京市及 び乙訓郡	2
八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2
京田辺市及 び綴喜郡	1	京田辺市及 び綴喜郡	1	京田辺市及 び綴喜郡	2	京田辺市及 び綴喜郡	2	京田辺市及 び綴喜郡	2	京田辺市及 び綴喜郡	2
中郡及び熊 野郡	1	中郡及び熊 野郡	1	京丹後市	1	京丹後市	1	京丹後市	1	京丹後市	1
竹野郡	1	竹野郡	1								
北桑田郡及 び船井郡	2	北桑田郡及 び船井郡	2	南丹市及 び船井郡	2	南丹市及 び船井郡	1	南丹市及 び船井郡	1	南丹市及 び船井郡	1
相楽郡	2	相楽郡	2	木津川市及 び相楽郡	2	木津川市及 び相楽郡	2	木津川市及 び相楽郡	2	木津川市及 び相楽郡	2
計	65	計	62	計	62	計	60	計	60	計	60
① 平成9年 京都府条例第 2号（一部改 正） ② 京田辺市 の市制施行に 伴う改正		① 平成14年 京都府条例第 35号（一部改 正） ② 平成14年 6月議会提出 （平12年国調 を基礎として 改正）		① 平成18年 京都府条例第 36号（一部改 正） ② 平成18年 9月議会提出 （平17年国調 を基礎として 改正）		① 平成22年 京都府条例第 32号（一部改 正） ② 平成22年 9月議会提出 （平17年国調 を基礎として 改正）		① 平成26年 京都府条例第 48号（一部改 正） ② 平成26年 9月議会提出 （平22年国調 を基礎として 改正）		改正なし	

# 京都府議会議員の選挙区定数

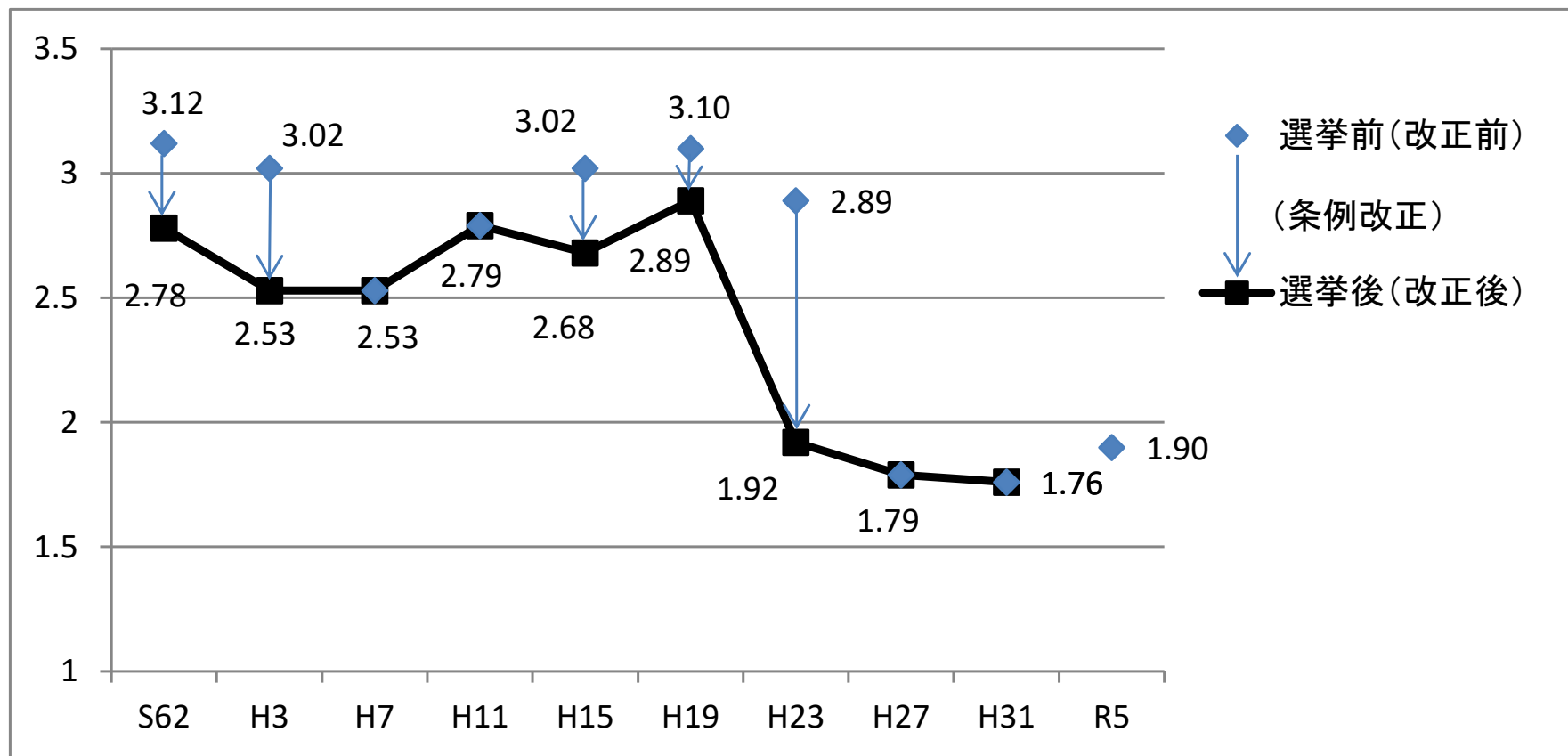


※ ○の数字は議員定数

# 「1票の較差」の推移

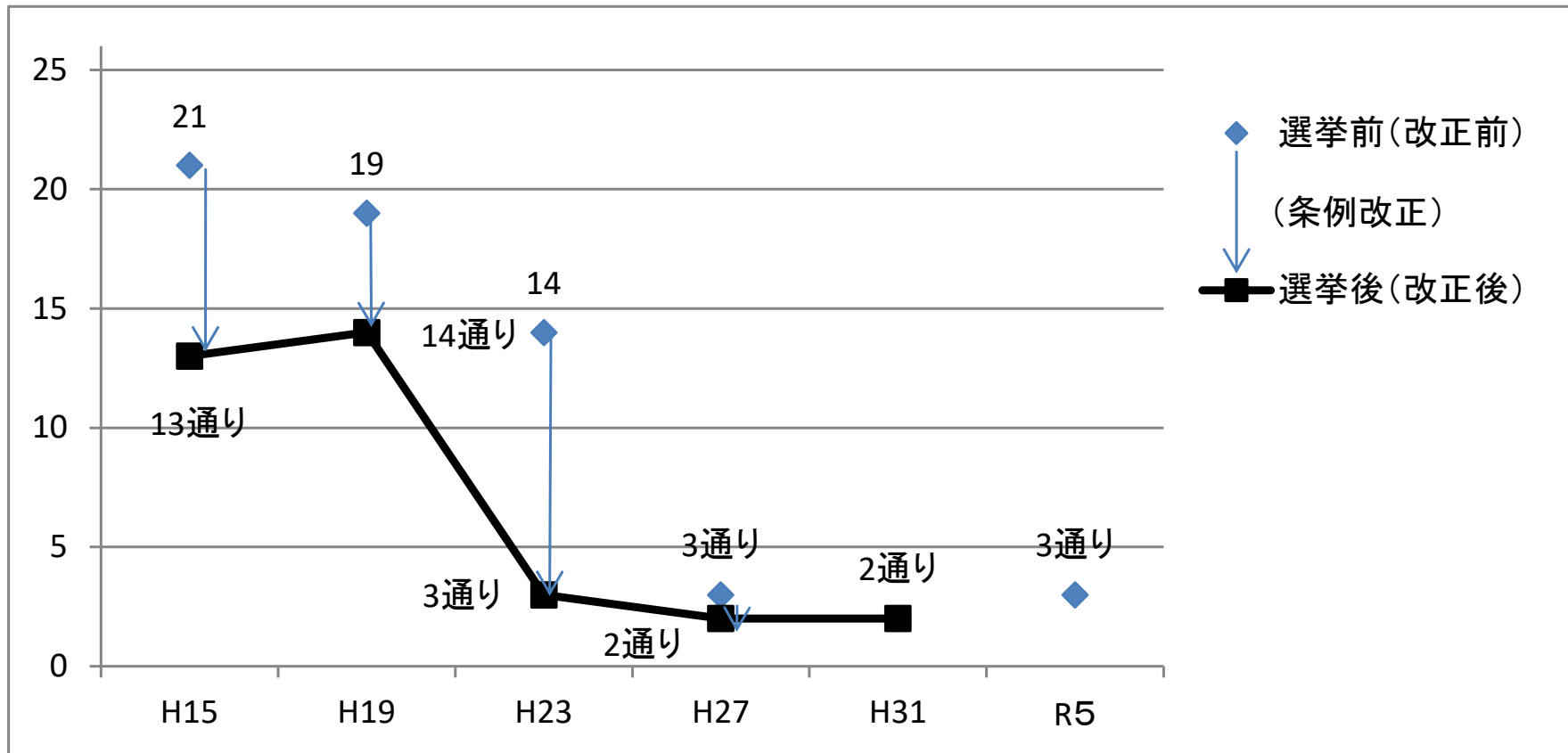
資料7

(倍)



## 「逆転選挙区」の数の推移

(通り)





## 各都道府県における令和2年国勢調査に基づく点検・見直しの状況について

(令和4年9月20日時点)

番号	都道府県名	改正			改正しない	その他 (点検・検討 中など)
		議員定数 を見直す	線引き/ 選挙区定数 を見直す	改正時期		
1	北海道		○	令和4年3月		
2	青森県					○
3	岩手県		○	令和4年7月		
4	宮城県					○
5	秋田県	▲ 2	○	令和4年3月		
6	山形県				○	
7	福島県				○	
8	茨城県				○	
9	栃木県				○	
10	群馬県				○	
11	埼玉県					○
12	千葉県					○
13	東京都				○	
14	神奈川県		○	令和4年5月		
15	新潟県				○	
16	富山県				○	
17	石川県	▲ 2	○	令和4年6月		
18	福井県				○	
19	山梨県				○	
20	長野県				○	
21	岐阜県				○	
22	静岡県		○	令和4年7月		
23	愛知県				○	
24	三重県(注)	▲ 3	○	令和3年5月		
25	滋賀県		○	令和4年3月		
26	京都府					○
27	大阪府	▲ 9	○	令和4年3月		
28	兵庫県		○	令和4年3月		
29	奈良県				○	
30	和歌山県					○
31	鳥取県				○	
32	島根県	▲ 1	○	令和4年3月		
33	岡山県				○	
34	広島県				○	
35	山口県				○	
36	徳島県				○	
37	香川県				○	
38	愛媛県				○	
39	高知県				○	
40	福岡県					○
41	佐賀県	▲ 1	○	令和4年3月		
42	長崎県				○	
43	熊本県				○	
44	大分県				○	
45	宮崎県				○	
46	鹿児島県		○	令和4年3月		
47	沖縄県					○
合計		6	13		26	8

(注)三重県は令和2年国勢調査結果公表前に改正

## 市区町村別配当基数

市区町村名	区分	人口 (令和 2.11.30) (国調確定値)	配当基数
北	区	117,165	2.727
上	京区	83,832	1.951
左	京区	166,039	3.864
中	京区	110,488	2.571
東	山区	36,602	0.852
山	科区	135,101	3.144
下	京区	82,784	1.927
南	区	101,970	2.373
右	京区	202,047	4.702
西	京区	149,837	3.487
伏見	区	277,858	6.467
京都市計		1,463,723	
福知山市		77,306	1.799
舞鶴市		80,336	1.870
綾部市		31,846	0.741
宇治市及び 久世郡	宇治市	179,630	4.181
	久御山町	15,250	0.355
	計	194,880	4.535
宮津市及び 与謝郡	宮津市	16,758	0.390
	伊根町	1,928	0.045
	与謝野町	20,092	0.468
	計	38,778	0.902
亀岡市		86,174	2.006
城陽市		74,607	1.736
向日市		56,859	1.323
長岡京市及 び乙訓郡	長岡京市	80,608	1.876
	大山崎町	15,953	0.371
	計	96,561	2.247
八幡市		70,433	1.639
京田辺市及 び綴喜郡	京田辺市	73,753	1.716
	井手町	7,406	0.172
	宇治田原町	8,911	0.207
	計	90,070	2.096
京丹后市		50,860	1.184
南丹市及び 船井郡	南丹市	31,629	0.736
	京丹波町	12,907	0.300
	計	44,536	1.036
木津川市及 び相楽郡	木津川市	77,907	1.813
	笠置町	1,144	0.027
	和束町	3,478	0.081
	精華町	36,198	0.842
	南山城村	2,391	0.056
計	121,118	2.819	
京都市以外の計		1,114,364	
京都府計		2,578,087	

配当基数＝選挙区人口÷議員1人当りの人口(A)

(A)＝2,578,087(人口)÷60(議員定数)＝42,968.12人

## 市町村・選挙区ごとの人口の推移(国勢調査・推計人口)

市区町村名	区分	現定数	平17国調人口	平22国調人口	増減	平27国調人口	増減	令2国調人口	増減	
			(確定) (H17. 10. 1)	(確定) (H22. 10. 1)	(H22-H17) 【5年間】	(確定) (H27. 10. 1)	(H27-H22) 【5年間】	(確定) (R3. 11. 30)	(R2-H27) 【5年間】	
1	北	区	3	124,266	122,037	△ 2,229	119,474	△ 2,563	117,165	△ 2,309
2	上京	区	2	83,534	83,264	△ 270	85,113	1,849	83,832	△ 1,281
3	左京	区	3	169,587	168,802	△ 785	168,266	△ 536	166,039	△ 2,227
4	中京	区	3	102,129	105,306	3,177	109,341	4,035	110,488	1,147
5	東山	区	1	42,464	40,528	△ 1,936	39,044	△ 1,484	36,602	△ 2,442
6	山科	区	3	136,670	136,045	△ 625	135,471	△ 574	135,101	△ 370
7	下京	区	2	75,437	79,287	3,850	82,668	3,381	82,784	116
8	南	区	3	98,193	98,744	551	99,927	1,183	101,970	2,043
9	右京	区	5	202,356	202,943	587	204,262	1,319	202,047	△ 2,215
10	西京	区	3	154,756	152,974	△ 1,782	150,962	△ 2,012	149,837	△ 1,125
11	伏見	区	6	285,419	284,085	△ 1,334	280,655	△ 3,430	277,858	△ 2,797
	京都市計		34	1,474,811	1,474,015	△ 796	1,475,183	1,168	1,463,723	△ 11,460
12	福知山	市	2	81,977	79,652	△ 2,325	78,935	△ 717	77,306	△ 1,629
13	舞鶴	市	2	91,733	88,669	△ 3,064	83,990	△ 4,679	80,336	△ 3,654
14	綾部	市	1	37,755	35,836	△ 1,919	33,821	△ 2,015	31,846	△ 1,975
15	宇治市及び久世郡	宇治市	5	189,591	189,609	18	184,678	△ 4,931	179,630	△ 5,048
		久御山町		16,610	15,914	△ 696	15,805	△ 109	15,250	△ 555
		計		206,201	205,523	△ 678	200,483	△ 5,040	194,880	△ 5,603
16	宮津市及び与謝郡	宮津市	1	21,512	19,948	△ 1,564	18,426	△ 1,522	16,758	△ 1,668
		伊根町		2,718	2,410	△ 308	2,110	△ 300	1,928	△ 182
		与謝野町		24,906	23,454	△ 1,452	21,834	△ 1,620	20,092	△ 1,742
		計		49,136	45,812	△ 3,324	42,370	△ 3,442	38,778	△ 3,592
17	亀岡	市	2	93,996	92,399	△ 1,597	89,479	△ 2,920	86,174	△ 3,305
18	城陽	市	2	81,636	80,037	△ 1,599	76,869	△ 3,168	74,607	△ 2,262
19	向日	市	1	55,041	54,328	△ 713	53,380	△ 948	56,859	3,479
20	長岡京市及び乙訓郡	長岡京市	2	78,335	79,844	1,509	80,090	246	80,608	518
		大山崎町		15,191	15,121	△ 70	15,181	60	15,953	772
		計		93,526	94,965	1,439	95,271	306	96,561	1,290
21	八幡	市	2	74,252	74,227	△ 25	72,664	△ 1,563	70,433	△ 2,231
22	京田辺市及び綴喜郡	京田辺市	2	64,008	67,910	3,902	70,835	2,925	73,753	2,918
		井手町		8,951	8,447	△ 504	7,910	△ 537	7,406	△ 504
		宇治田原町		10,060	9,711	△ 349	9,319	△ 392	8,911	△ 408
		計		83,019	86,068	3,049	88,064	1,996	90,070	2,006
23	京丹後	市	1	62,723	59,038	△ 3,685	55,054	△ 3,984	50,860	△ 4,194
24	南丹市及び船井郡	南丹市	1	36,736	35,214	△ 1,522	33,145	△ 2,069	31,629	△ 1,516
		京丹波町		16,893	15,732	△ 1,161	14,453	△ 1,279	12,907	△ 1,546
		計		53,629	50,946	△ 2,683	47,598	△ 3,348	44,536	△ 3,062
25	木津川市及び相楽郡	木津川市	2	63,649	69,761	6,112	72,840	3,079	77,907	5,067
		笠置町		1,876	1,626	△ 250	1,368	△ 258	1,144	△ 224
		和束町		4,998	4,482	△ 516	3,956	△ 526	3,478	△ 478
		精華町		34,236	35,630	1,394	36,376	746	36,198	△ 178
		南山城村		3,466	3,078	△ 388	2,652	△ 426	2,391	△ 261
		計		108,225	114,577	6,352	117,192	2,615	121,118	3,926
	京都市以外の計		26	1,172,849	1,162,077	△ 10,772	1,135,170	△ 26,907	1,114,364	△ 20,806
	京都府計		60	2,647,660	2,636,092	△ 11,568	2,610,353	△ 25,739	2,578,087	△ 32,266

## 議員総定数に関する全国状況等

【令和 4 年 9 月 20 日現在】

○ 総定数の見直しに係る全国状況 資料 9 【P10】 参照定数増：なし 定数減：6 議会 見直しせず：33 議会 検討中：8 議会○ 総人口が増加した都道府県（平成 27 年—令和 2 年国勢調査）【次頁】 参照

埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、滋賀、福岡、沖縄（8 都県）

※ 上記のうち、現時点で総定数を増やした議会はない。

## ○ 京都府の総人口、総定数の推移

	H17 調査		H22 調査	H27 調査	R2 調査
	H19 選挙	H23 選挙	H27 選挙	H31 選挙	R5 選挙
総人口	2,647,660		2,636,092	2,610,353	2,578,087
			→(▲11,568)	→(▲25,739)	→(▲32,266)
総定数	62	60	60	60	<u>60</u>
		→(▲2)	→(-)	→(-)	→ <u>(-)</u>
議員 1 人 当たり人口	42,704	44,128	43,935	43,506	<u>42,968</u>
		→(1,424)	→(▲193)	→(▲429)	→ <u>(▲538)</u>
旧法定上限※	69		69	69	<u>68</u>

※平成 23 年改正前の地方自治法に基づき試算

## ○ 議員一人当たり人口の全国状況

議員一人当たり人口	議会数（検討中含む）
1 万人以上 2 万人未満	4
2 万人以上 3 万人未満	16
3 万人以上 4 万人未満	12
4 万人以上 5 万人未満	5（※京都府）
5 万人以上 6 万人未満	3
6 万人以上 7 万人未満	2
7 万人以上 8 万人未満	2
8 万人以上 9 万人未満	1
9 万人以上 10 万人未満	0
10 万人以上	2

都道府県別 総人口の推移（平成22年～令和2年）

（単位：人、％）

	都道府県	令和2年総人口			平成27年総人口		平成22年総人口 C
		A	伸率 A:B	伸率 A:C	B	伸率 B:C	
1	北海道	5,224,614	-2.92	-5.12	5,381,733	-2.26	5,506,419
2	青森県	1,237,984	-5.37	-9.86	1,308,265	-4.74	1,373,339
3	岩手県	1,210,534	-5.40	-8.99	1,279,594	-3.80	1,330,147
4	宮城県	2,301,996	-1.37	-1.97	2,333,899	-0.61	2,348,165
5	秋田県	959,502	-6.22	-11.65	1,023,119	-5.79	1,085,997
6	山形県	1,068,027	-4.97	-8.63	1,123,891	-3.85	1,168,924
7	福島県	1,833,152	-4.23	-9.66	1,914,039	-5.67	2,029,064
8	茨城県	2,867,009	-1.71	-3.46	2,916,976	-1.78	2,969,770
9	栃木県	1,933,146	-2.08	-3.71	1,974,255	-1.67	2,007,683
10	群馬県	1,939,110	-1.72	-3.43	1,973,115	-1.74	2,008,068
11	埼玉県	7,344,765	1.08	2.09	7,266,534	1.00	7,194,556
12	千葉県	6,284,480	0.99	1.10	6,222,666	0.10	6,216,289
13	東京都	14,047,594	3.94	6.75	13,515,271	2.70	13,159,388
14	神奈川県	9,237,337	1.22	2.09	9,126,214	0.86	9,048,331
15	新潟県	2,201,272	-4.47	-7.29	2,304,264	-2.96	2,374,450
16	富山県	1,034,814	-2.96	-5.34	1,066,328	-2.46	1,093,247
17	石川県	1,132,526	-1.86	-3.19	1,154,008	-1.35	1,169,788
18	福井県	766,863	-2.53	-4.89	786,740	-2.43	806,314
19	山梨県	809,974	-2.99	-6.15	834,930	-3.26	863,075
20	長野県	2,048,011	-2.42	-4.85	2,098,804	-2.49	2,152,449
21	岐阜県	1,978,742	-2.62	-4.90	2,031,903	-2.35	2,080,773
22	静岡県	3,633,202	-1.81	-3.50	3,700,305	-1.72	3,765,007
23	愛知県	7,542,415	0.79	1.78	7,483,128	0.98	7,410,719
24	三重県	1,770,254	-2.51	-4.55	1,815,865	-2.10	1,854,724
25	滋賀県	1,413,610	0.05	0.20	1,412,916	0.15	1,410,777
26	京都府	2,578,087	-1.24	-2.20	2,610,353	-0.98	2,636,092
27	大阪府	8,837,685	-0.02	-0.31	8,839,469	-0.29	8,865,245
28	兵庫県	5,465,002	-1.26	-2.20	5,534,800	-0.95	5,588,133
29	奈良県	1,324,473	-2.92	-5.44	1,364,316	-2.60	1,400,728
30	和歌山県	922,584	-4.25	-7.94	963,579	-3.85	1,002,198
31	鳥取県	553,407	-3.49	-5.99	573,441	-2.59	588,667
32	島根県	671,126	-3.34	-6.45	694,352	-3.21	717,397
33	岡山県	1,888,432	-1.72	-2.92	1,921,525	-1.22	1,945,276
34	広島県	2,799,702	-1.56	-2.13	2,843,990	-0.59	2,860,750
35	山口県	1,342,059	-4.46	-7.53	1,404,729	-3.21	1,451,338
36	徳島県	719,559	-4.79	-8.39	755,733	-3.79	785,491
37	香川県	950,244	-2.67	-4.58	976,263	-1.97	995,842
38	愛媛県	1,334,841	-3.64	-6.75	1,385,262	-3.23	1,431,493
39	高知県	691,527	-5.05	-9.54	728,276	-4.73	764,456
40	福岡県	5,135,214	0.66	1.25	5,101,556	0.58	5,071,968
41	佐賀県	811,442	-2.57	-4.51	832,832	-2.00	849,788
42	長崎県	1,312,317	-4.71	-8.02	1,377,187	-3.48	1,426,779
43	熊本県	1,738,301	-2.68	-4.35	1,786,170	-1.72	1,817,426
44	大分県	1,123,852	-3.64	-6.07	1,166,338	-2.52	1,196,529
45	宮崎県	1,069,576	-3.12	-5.78	1,104,069	-2.75	1,135,233
46	鹿児島県	1,588,256	-3.64	-6.91	1,648,177	-3.40	1,706,242
47	沖縄県	1,467,480	2.37	5.36	1,433,566	2.93	1,392,818
	計	126,146,099	-0.75	-1.49	127,094,745	-0.75	128,057,352

マーカー箇所は人口が増加した都道府県

● は総定数を削減した都道府県

【令和3年11月30日総務省報道資料より】

## 一票の較差に関する全国状況

【令和4年9月20日現在】

最大較差	議会数 (検討中含む)
1. 2以上1. 3未満	1
1. 3以上1. 4未満	0
1. 4以上1. 5未満	2
1. 5以上1. 6未満	0
1. 6以上1. 7未満	2
1. 7以上1. 8未満	1
1. 8以上1. 9未満	3
1. 9以上2. 0未満	6 (※京都府1.90、全国10位)
2. 0以上2. 1未満	2
2. 1以上2. 2未満	8
2. 2以上2. 3未満	3
2. 3以上2. 4未満	4
2. 4以上2. 5未満	2
2. 5以上	13

# 逆転選挙区に関する全国状況

## 【令和4年9月20日現在】

逆転選挙区の パターン	議会数 (検討中を含む)
1通り	6
2通り	2
3通り	6 (※京都府)
4通り	0
5通り	0
6通り	0
7通り	2
8通り	1
23通り	1
合計	18議会

## 都道府県議会議員選挙における 一票の較差に関する最高裁判所判決の状況

執行年月日	選挙	最高裁判所判決			較差
平元. 7. 2	東京都議会議員 一般選挙	平3. 4. 23	上告棄却 (事情判決)	選挙の 違法宣言	3.09
平3. 4. 7	千葉県議会議員 一般選挙	平5. 10. 22	上告棄却	適法	2.45
平3. 4. 7	愛知県議会議員 一般選挙	平5. 10. 22	原判決 変更	適法 適法判決中最大	2.89
平5. 6. 27	東京都議会議員 一般選挙	平7. 3. 24	上告棄却	適法	2.04
平7. 4. 9	千葉県議会議員 一般選挙	平8. 9. 13	上告棄却	適法	2.45
平9. 7. 6	東京都議会議員 一般選挙	平11. 1. 22	上告棄却	適法	2.15
平11. 4. 11	大阪府議会議員 一般選挙	平11. 11. 9	上告棄却	適法	2.48
平11. 4. 11	千葉県議会議員 一般選挙	平12. 4. 21	上告棄却	適法	2.76
平15. 4. 13	大阪府議会議員 一般選挙	平16. 1. 16	上告棄却	適法	2.51
平23. 4. 10	新潟県議会議員 一般選挙	平24. 11. 8	上告棄却	適法	2.21
平25. 6. 23	東京都議会議員 一般選挙	平27. 1. 15	上告棄却	適法	1.92
平27. 4. 12	千葉県議会議員 一般選挙	平28. 10. 18	上告棄却	適法	2.51
平29. 7. 2	東京都議会議員 一般選挙	平31. 2. 5	上告棄却	適法	2.48



選挙区別将来推計人口(令和2年京都府統計書をもとに作成)

資料16

	選挙区名	2015年 (国調確定値) 人	2020年 (推計人口) 人	2025年 (推計人口) 人	人口増減 (2020/2015)%	人口増減 (2025/2015)%
1	北区	119,474	117,384	113,513	98.25%	95.01%
2	上京区	85,113	84,970	83,823	99.83%	98.48%
3	左京区	168,266	168,583	166,593	100.19%	99.01%
4	中京区	109,341	113,127	115,566	103.46%	105.69%
5	東山区	39,044	37,570	36,048	96.22%	92.33%
6	山科区	135,471	134,243	131,381	99.09%	96.98%
7	下京区	82,668	85,965	88,177	103.99%	106.66%
8	南区	99,927	100,433	99,789	100.51%	99.86%
9	右京区	204,262	204,334	202,590	100.04%	99.18%
10	西京区	150,962	147,808	143,287	97.91%	94.92%
11	伏見区	280,655	277,333	270,984	98.82%	96.55%
12	福知山市	78,935	77,420	75,610	98.08%	95.79%
13	舞鶴市	83,990	79,002	73,818	94.06%	87.89%
14	綾部市	33,821	31,648	29,439	93.57%	87.04%
15	宇治市及び久世郡	200,483	193,723	184,884	96.63%	92.22%
16	宮津市及び与謝郡	42,370	38,779	35,306	91.52%	83.33%
17	亀岡市	89,479	86,088	81,955	96.21%	91.59%
18	城陽市	76,869	73,312	68,900	95.37%	89.63%
19	向日市	53,380	53,706	51,671	100.61%	96.80%
20	長岡京市及び乙訓郡	95,271	94,830	93,251	99.54%	97.88%
21	八幡市	72,664	70,386	67,239	96.87%	92.53%
22	京田辺市及び綴喜郡	88,064	89,359	89,934	101.47%	102.12%
23	京丹後市	55,054	51,132	47,218	92.88%	85.77%
24	南丹市及び船井郡	47,598	44,181	40,774	92.82%	85.66%
25	木津川市及び相楽郡	117,192	118,456	118,125	101.08%	100.80%
	合計	2,610,353	2,573,772	2,509,875	98.60%	96.15%

選挙区別流出流入人口(夜間人口、昼間人口)  
(令和2年京都府統計書より) 単位:人

資料17

	選挙区名	平成27年 国調人口	流出 人口	流入 人口	昼間 人口	流入超過 人数	流入超過 割合(%)
1	北区	119,474	30,889	37,584	126,169	6,695	5.60%
2	上京区	85,113	23,053	40,789	102,849	17,736	20.84%
3	左京区	168,266	35,544	46,169	178,891	10,625	6.31%
4	中京区	109,341	28,188	76,997	158,150	48,809	44.64%
5	東山区	39,044	8,801	24,953	55,196	16,152	41.37%
6	山科区	135,471	33,083	20,874	123,262	-12,209	-9.01%
7	下京区	82,668	20,857	76,761	138,572	55,904	67.62%
8	南区	99,927	23,214	60,495	137,208	37,281	37.31%
9	右京区	204,262	51,757	38,637	191,142	-13,120	-6.42%
10	西京区	150,962	45,811	17,379	122,530	-28,432	-18.83%
11	伏見区	280,655	66,035	59,627	274,247	-6,408	-2.28%
12	福知山市	78,935	6,327	10,824	83,432	4,497	5.70%
13	舞鶴市	83,990	5,509	4,286	82,767	-1,223	-1.46%
14	綾部市	33,821	4,851	5,852	34,822	1,001	2.96%
15	宇治市及び久世郡	200,483	54,098	44,372	190,757	-9,726	-4.85%
16	宮津市及び与謝郡	42,370	7,169	6,286	41,487	-883	-2.08%
17	亀岡市	89,479	20,980	8,044	76,543	-12,936	-14.46%
18	城陽市	76,869	23,716	10,425	63,578	-13,291	-17.29%
19	向日市	53,380	19,834	9,342	42,888	-10,492	-19.66%
20	長岡京市及び乙訓郡	95,271	32,204	23,422	86,489	-8,782	-9.22%
21	八幡市	72,664	21,180	12,749	64,233	-8,431	-11.60%
22	京田辺市及び綴喜郡	88,064	27,107	26,052	87,009	-1,055	-1.20%
23	京丹後市	55,054	3,966	2,306	53,394	-1,660	-3.02%
24	南丹市及び船井郡	47,598	9,018	9,607	48,187	589	1.24%
25	木津川市及び相楽郡	117,192	40,456	15,815	92,551	-24,641	-21.03%
	合計	2,610,353	643,647	689,647	2,656,353	46,000	1.76%

## 都道府県議会議員選挙区に関する法令

### 〔地方自治法〕

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

②～⑦ 略

### 〔公職選挙法〕

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
- 5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

### 〔公職選挙法施行令〕

(人口の定義)

第四百四十四条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六條又は第七十七條の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

## 京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例

昭和54年京都府条例第1号

(議員の定数)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、京都府議会の議員の定数を60人とする。

(選挙区及び各選挙区の議員の定数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条の規定により、京都府議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり定める。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数
北区	京都市北区の区域	3人
上京区	京都市上京区の区域	2人
左京区	京都市左京区の区域	3人
中京区	京都市中京区の区域	3人
東山区	京都市東山区の区域	1人
山科区	京都市山科区の区域	3人
下京区	京都市下京区の区域	2人
南区	京都市南区の区域	3人
右京区	京都市右京区の区域	5人
西京区	京都市西京区の区域	3人
伏見区	京都市伏見区の区域	6人
福知山市	福知山市の区域	2人
舞鶴市	舞鶴市の区域	2人
綾部市	綾部市の区域	1人
宇治市及び久世郡	宇治市及び久世郡久御山町の区域	5人

宮津市及び与謝郡	宮津市、与謝郡伊根町及び与謝郡与謝野町の区域	1人
亀岡市	亀岡市の区域	2人
城陽市	城陽市の区域	2人
向日市	向日市の区域	1人
長岡京市及び乙訓郡	長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域	2人
八幡市	八幡市の区域	2人
京田辺市及び綴喜郡	京田辺市、綴喜郡井手町及び綴喜郡宇治田原町の区域	2人
京丹後市	京丹後市の区域	1人
南丹市及び船井郡	南丹市及び船井郡京丹波町の区域	1人
木津川市及び相楽郡	木津川市、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町 及び相楽郡南山城村の区域	2人

#### 附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 京都府議会の議員の選挙区及び各選挙区議員定数条例(昭和33年京都府条例第19号)は、この条例の施行に伴い廃止する。